

<所得税の寄附金税制について>

公益財団法人四条町大船鉾保存会への寄附金は、寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象となります。

所得税につきましては、下記の税額控除または所得控除のいずれかを選択することができます。

<税額控除>

寄附金のうち、2,000円を超える額の40%が所得税から控除されます。ただし、所得税額の25%が限度となります。

<所得控除>

寄附金のうち、2,000円を超える額が所得から控除されます。ただし、総所得金額の40%が限度となります。

<手続き>

これらの税制優遇を受けるには確定申告が必要となります。所得控除を選択される場合は寄附金領収書を確定申告書に添付する必要があります。また、税額控除を選択される場合には、寄附金領収書及び「税額控除に係る証明書の写し」を確定申告書に添付する必要があります。

詳しくは、最寄りの税務署または税理士にご相談ください。